

介護、福祉に関することはお気軽に **在宅介護支援センターへ相談を!**

問合せ 介護高齢課長寿支援係 ☎内線 3 1 5 1・3 1 5 2

在宅介護支援センターは、専門の相談員が高齢者を在宅介護する家族やひとり暮らし高齢者の相談を受け、必要な福祉や介護サービスなどを受けられるよう関係機関と連絡調整を行っており、各中学校区により受け持ちを分担して、電話や面接などでの相談に応じています。

沼田市在宅介護支援センターききょう(横塚町 957-2/☎ 23-8816)

沼田・池田中学校区

沼田市在宅介護支援センターゆうゆう・うちだ(久屋原町 345-1/☎ 22-8400)

沼田南・東中学校区

沼田市在宅介護支援センター花の苑(戸鹿野町 375-1/☎ 22-8811)

沼田西・薄根中学校区

沼田市社会福祉協議会在宅介護支援センター(白沢町平出 135-1/☎ 53-2722、利根町大塚 1085-3/☎ 56-4606)

白沢・利根・多那中学校区



なかやま え こ
中山三恵子 相談員



ほんだまさみち
本多昌道 相談員



うちだ ひろみ
内田ひろみ 相談員



わたなべ ゆ き
渡辺有紀恵 相談員



ましもちえ
真下幸枝 相談員

令和5年度までの介護保険料が確定しました

1003095

介護保険料は、今後の3年間で1期として介護サービスがどのくらい必要になるのかを推計し、65歳以上の人口などにより基準額が算定され、世帯の課税状況や本人の収入、所得に応じた段階区分により年額を決定しています。

問合せ 介護高齢課介護保険係 ☎内線 3 1 4 6

所得段階	該当要件	調整率	令和3～5年度 保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額 × 0.30	22,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の人	基準額 × 0.45	33,700円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記に該当しない人	基準額 × 0.70	52,400円
第4段階	本人が市民税非課税かつ同一世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額 × 0.90	67,400円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいる人	基準額	74,900円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.20	89,800円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30	97,300円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.50	112,300円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.70	127,300円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額 × 1.90	142,300円

※4月1日現在で65歳以上の人は4月1日、年度途中で65歳に到達した人は65歳到達日が賦課基準日です

※老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です

※第1～3段階の保険料は、公費負担による軽減措置後の数値です